

地域共生社会フォーラム（主催：厚生労働省）

第1回最優秀賞・第2回優秀賞を受賞

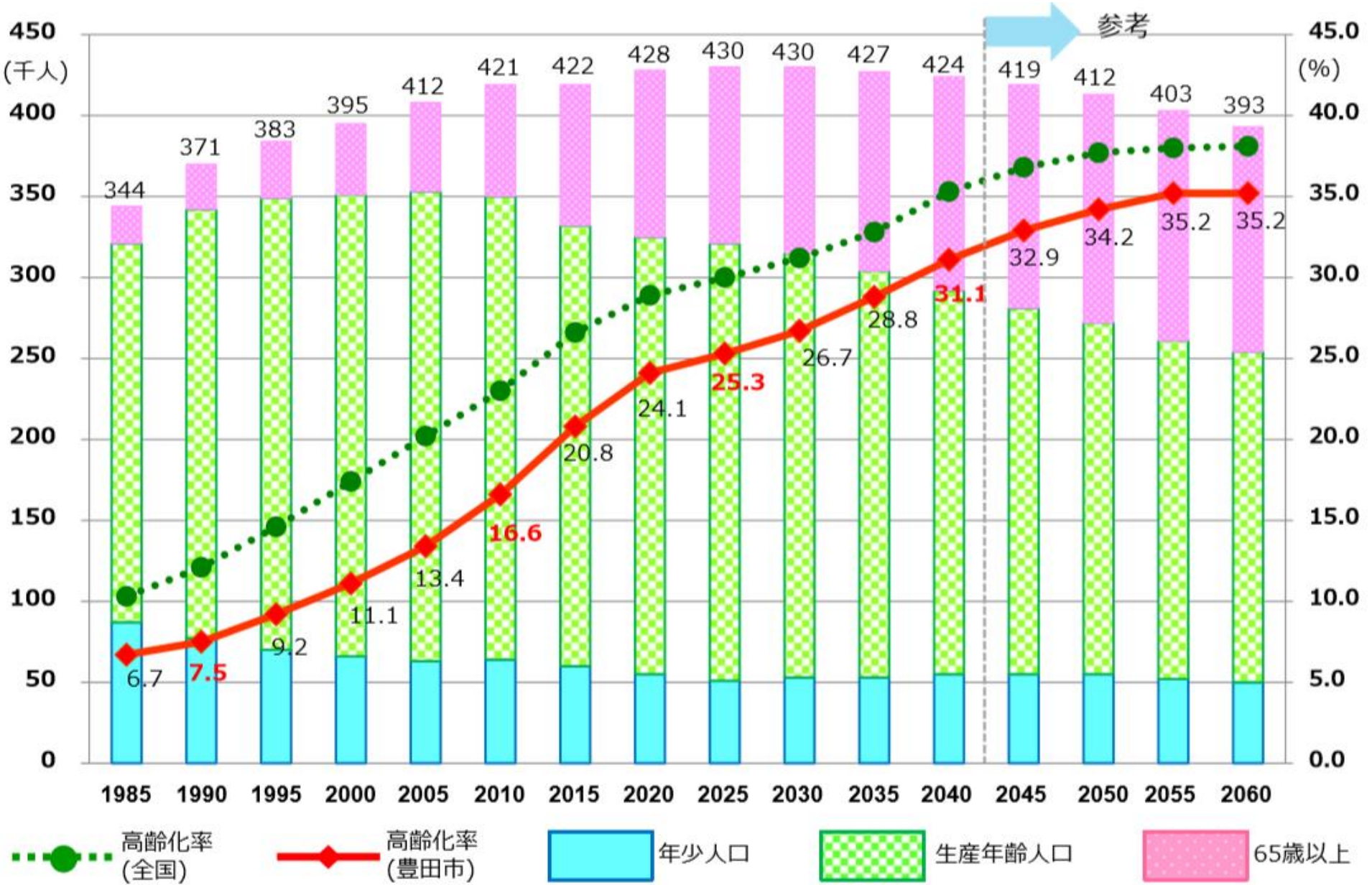


豊田市における成年後見制度の支援体制と 成年後見制度利用促進について

豊田市 福祉総合相談課

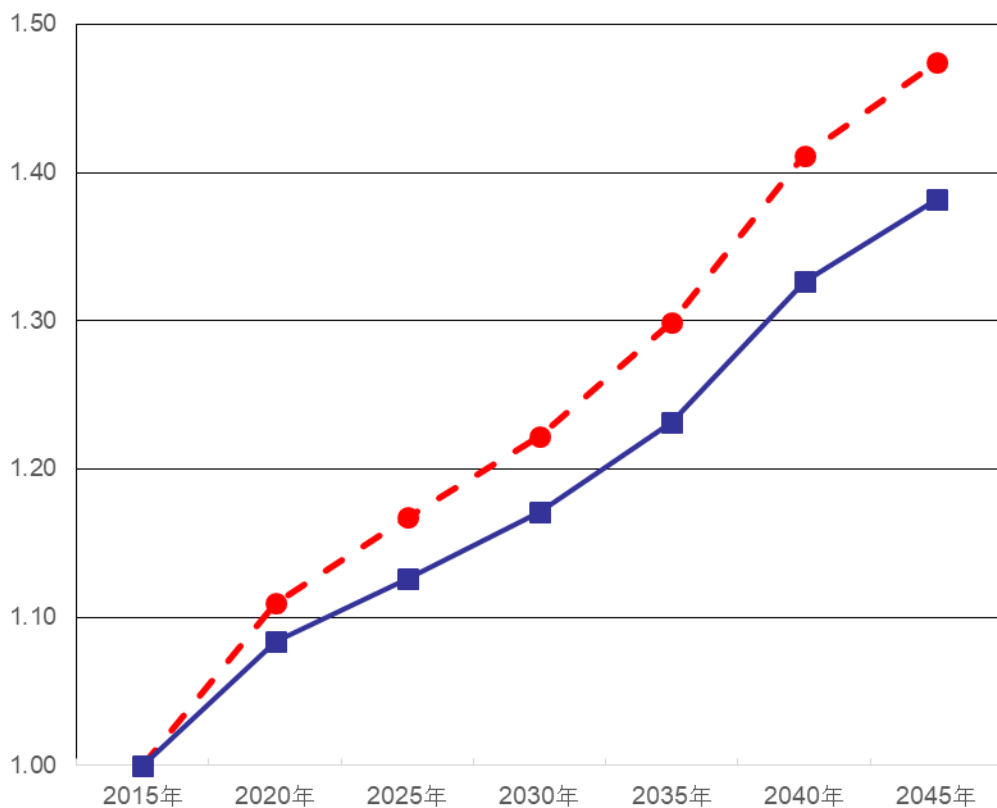
豊田市の概要

項目	数値
①人口	4 2 1 , 4 8 9 人 (R3.5時点) ※愛知県内第 2 位人口の中核市
②面積	9 1 8 . 3 2 k m ² ※愛知県内第 1 位の大きさ
③高齢化率	2 3 . 6 % (R3.5時点)
④認知症自立度Ⅱ以上人数	8 , 6 6 4 人 (R3.5時点)
⑤療育手帳所持者数	3 , 4 4 4 人 (R3.5時点)
⑥精神保健福祉手帳所持者数	3 , 5 3 8 人 (R3.5時点)
⑦地域包括支援センター数	地域型 2 8 か所 (社協、社福法人等) + 基幹型 (社協)
⑧障がい者相談支援事業所	1 0 か所 (社協、社福法人、NPO)
⑨生活困窮者自立支援機関	1 か所 (社協)

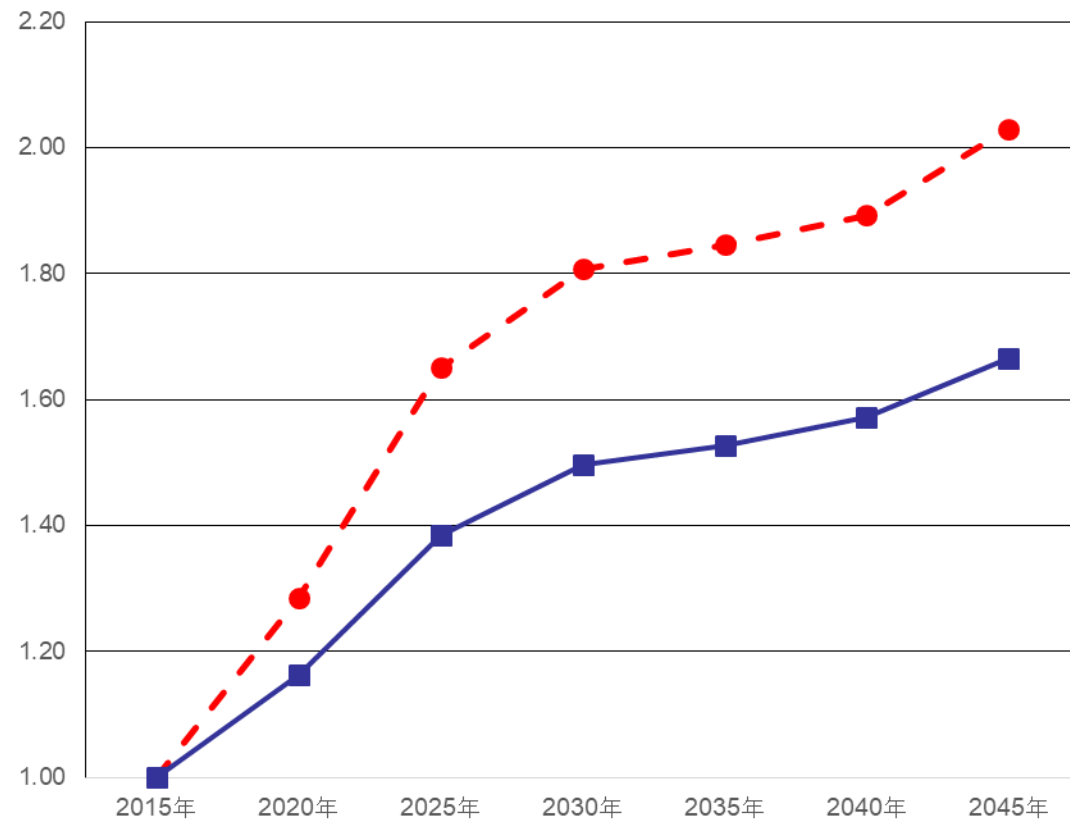


【今後】高齢者人口の状況 全国がピークアウトする中、引き続き増加

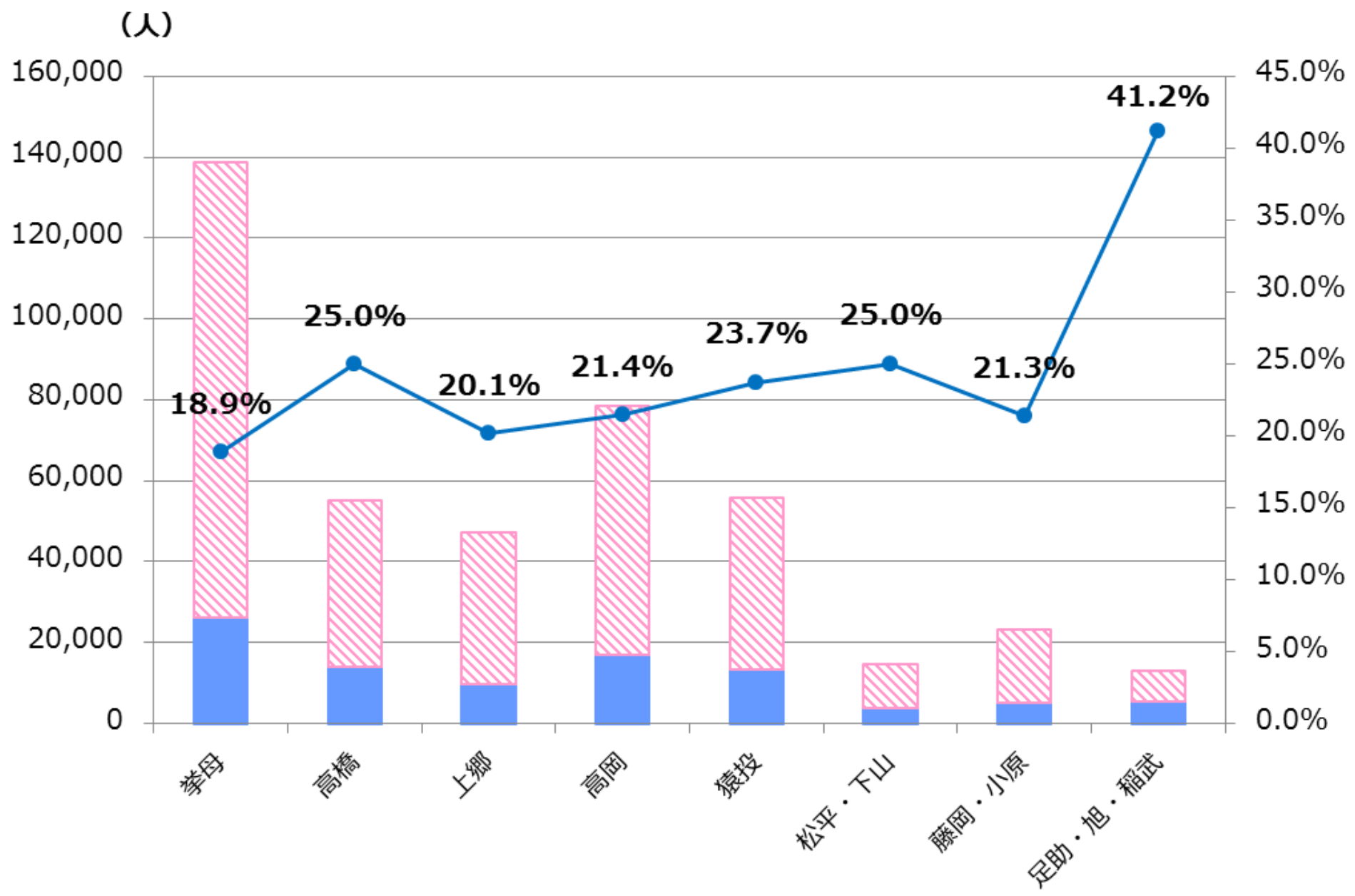
各地域の65歳以上高齢者の人口の推移
(2015年を1.0とする)



各地域の75歳以上高齢者人口の推移
(2015年を1.0とする)



---◇--- 豊田市 —■— 日本



中核機関の体制と 体制整備までの流れ

中核機関の役割「ア～ウ」と整備すべき機能等の関係

ア 司令塔機能（市）

どういう社会を目指すのか、どう段階的に機能整備するのか

- 【目 的】 判断能力に不安を抱えても、
住み慣れた地域で暮らし続けるために制度が利用できる
- 【目 標】 自治体内で、「A～E」の機能が備わること

イ (協議会の)事務局機能（市・社協）

地域の関係者・機関と協力・連携しながら、どう運営していくか、どう体制を確保していくのか

A 広報・啓発

B 相談

C 利用促進

D 後見人支援

E 不正防止

ウ 進行管理機能（社協）

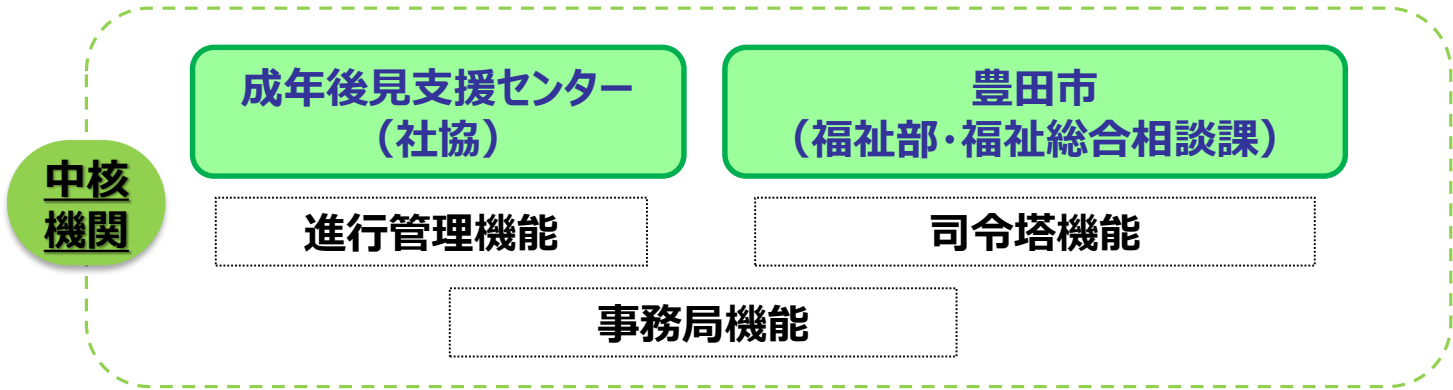
①福祉＋司法の視点で
後見が必要か
他の支援はどうか

②誰が申し立てるか
(首長申立含む)
候補者は誰がよいか

③チームが機能しているかどうか

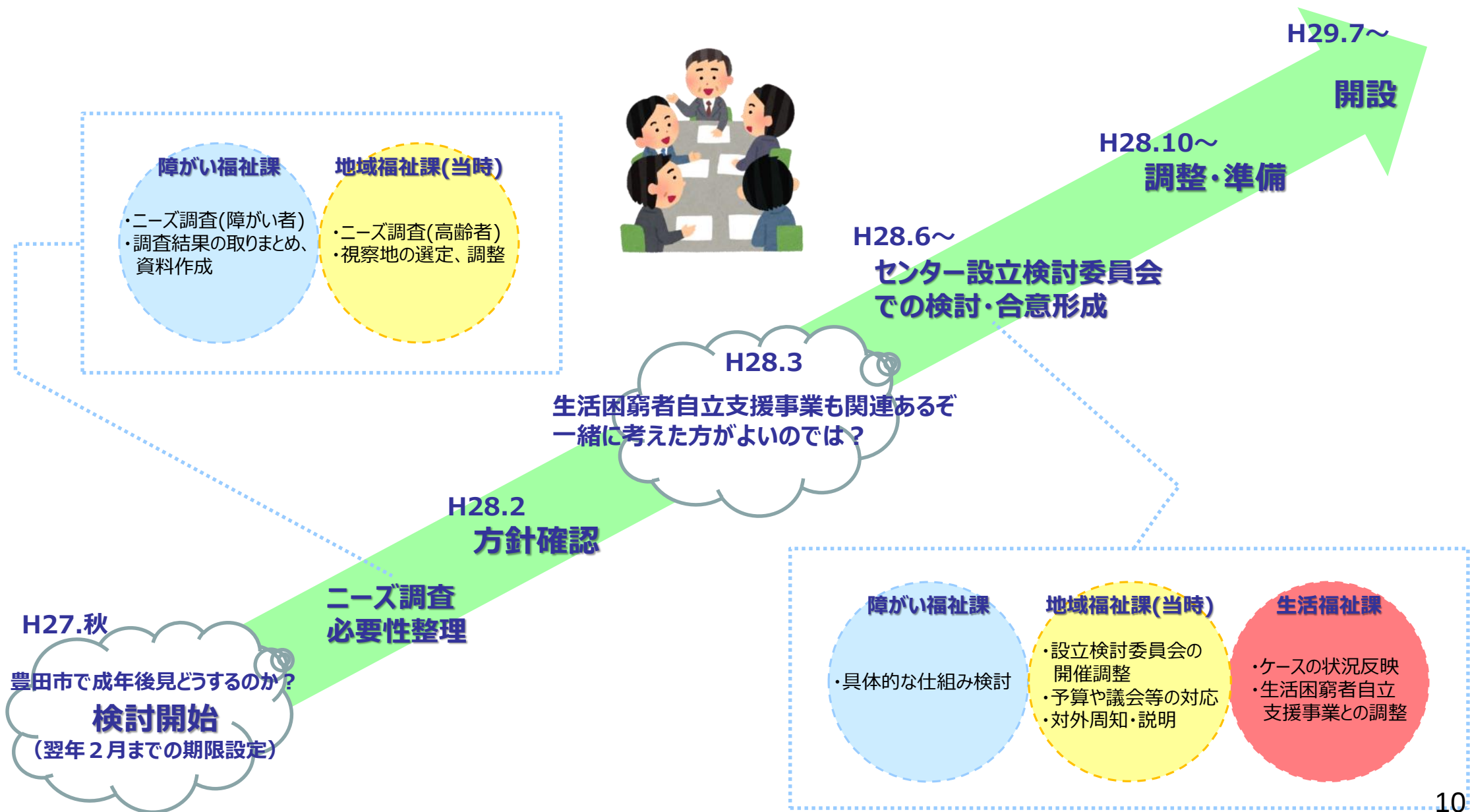
<豊田市の考え方>

政策的な部分を担う市と現場対応を担うセンターが役割分担して「中核機関」の役割を担う



地域連携ネットワークの構築までの動き(市役所内)

- 平成26～27年ごろから、愛知県内でいわゆる「成年後見センター」を設置する市町村が増加。
- 豊田市では、高齢部門・障がい部門・生活困窮者部門がプロジェクトチームを組みながら、各々の所属が役割を担い、センター設立を検討。



- まず豊田市では、専門職や様々な機関と意見交換を交わしながら、今こういった状況なのかの整理することから開始。

- ①先進地の状況（大阪市成年後見センター・尾張東部成年後見センターなど）、中核市の状況、近隣自治体の状況
- ②基幹包括支援センター主催の「成年後見制度説明会」のアンケート結果
- ③名古屋家庭裁判所岡崎支部の主任書記官との意見交換の結果

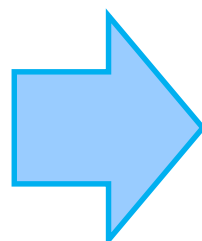


専門職等との意見交換の実施（弁護士・司法書士・社会福祉士・MSW・PSW・施設職員・社会福祉協議会）

例えば・・・

- 豊田市特有の実態として、親族が遠方（ex.九州など）なので、申立や手続きの協力が得られない場合がある【弁護士】
- 専門領域以外の判断や支援方針を構築するのが難しい【3 専門職】
- 遠い中山間地だと後見人の受け手がいない【施設職員】
- 病院の役割分担により、今までよりも短くなる入院期間の間に退院後の見通しを立てないといけなくなる【MSW】

**専門職を同じ場に集め
インフォーマルな形式で
意見交換を行う**



**「共通認識」・
「当事者意識」を
共有できた**

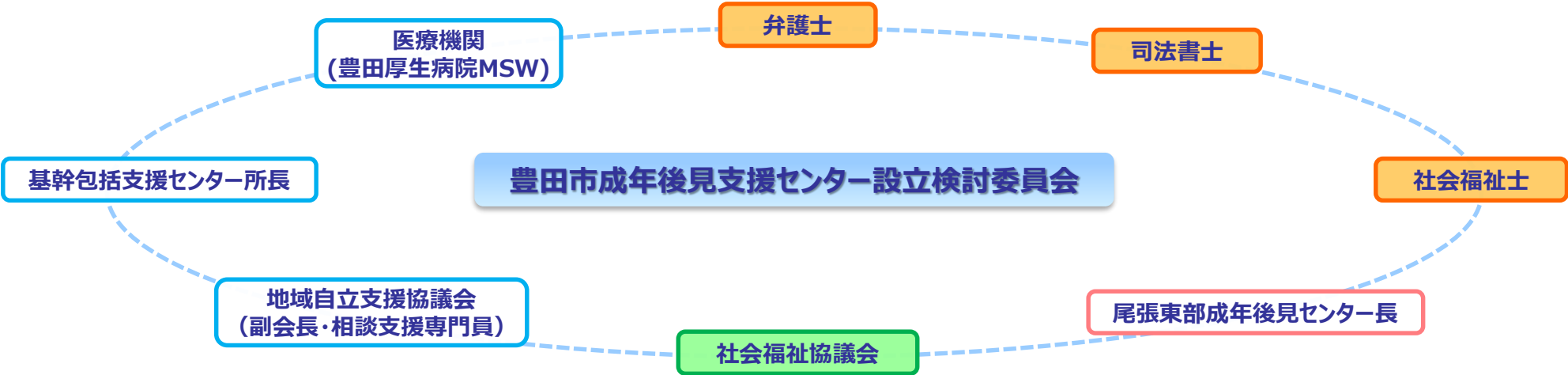


- 当該自治体としての課題をどう設定するか、またどういった部分を補強するかを整理した上で、
どういった対応方策(センターの支援機能)が必要なのか、豊田市としての支援体制の“あるべき姿”を検討し、明確にした。

【施策】 高齢者・障がい者の権利擁護に関わる部分の一元的な支援体制として、「成年後見支援センター」を設立
⇒成年後見制度を地域で暮らし続けるための「支援の一つ」と捉え、「相談先の明確化」と「多様な主体が関与する仕組みづくり」を優先して整備すべきだと判断

成年後見制度に関する豊田市での課題 ※当時	成年後見支援センターに付加する機能(課題の解消) ※当時
① 制度利用準備段階における相談先の不十分さ・不明確さ	・相談機能（相談対応、後見の必要性の見立て）
② 申立に係る書類作成における家族の困難さ	・親族申立支援機能 ・市長申立支援
③ 後見人一人では解決できない問題の顕在化	・関係機関連絡調整機能（関係機関とのネットワークの構築・活用、候補者調整） ・後見人支援
④ 後見人の多様な担い手不足・相談先と後見人とのつなぎ	・法人後見実施機能 ・市民後見人育成機能
⑤ 福祉サービス（在宅）・施設入所等における契約・利用時の身寄りのない方への支援	・センターの存在 ・啓発機能

- 検討作業を「共働の場」とし、センター開設後のネットワークとしても機能させることを想定して実施。
- 行政のたたき台として提示したものに対し、それが本当に必要か、どうしたら機能するのかなどを専門的な知見から肉付けしてもらいイメージを進めた（How toの議論）。

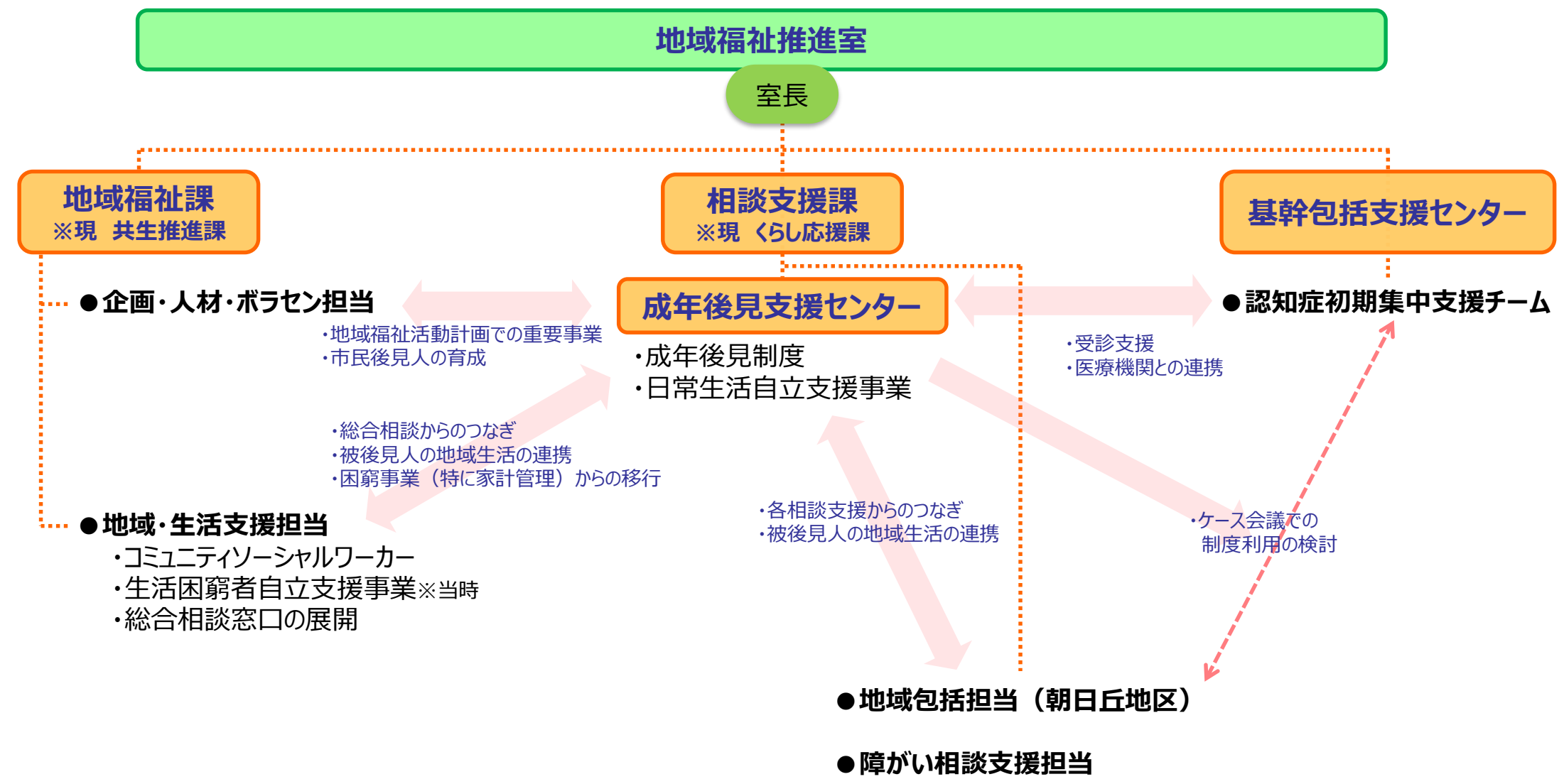


回数	時期	検討内容	
1	H28.6.3	・豊田市における成年後見制度に関わる現状について共有 ・市において検討した「センター機能（案）」についての協議 ・センターの運営体制（場所、人数等）についての協議	第1回の時点で 各回でどんな議論をするか予め設定
2	H28.7.7	・開設当初の機能における運用レベルについての協議 ・法律相談・専門相談、医療同意・身元引受、終活支援についての協議	
3	H28.8.10	・センター設立に向けた人材育成についての協議 ・センター（案）の承認 ・当初機能の業務内容及び運用手法の承認	
4	H28.10.11	・法人後見受任ガイドラインの協議 ・成年後見制度利用支援事業の見直し協議 ・開設スケジュールの検討	
5	H28.12.21	・各種会議体（受任調整会議など）の整理 ・第4回の議題についての再協議 ・センター機能・体制・運用の最終確認と目標設定の協議 ・周知方法の検討	

～H28 市民福祉部	H29～ 福祉部
総務課	総務監査課
地域福祉課 ● 地域福祉計画 ● 地域包括支援センター (+生活支援コーディネーター機能) ● 高齢者に関する成年後見制度 ● 高齢者の虐待対応、措置権限	地域包括ケア企画課 ● 地域福祉計画
	福祉総合相談課 ● 総合相談・個別支援（高齢・障がいの虐待対応、措置、生活困窮対応含む） ● 支え合いの地域づくり ● 総合相談窓口の展開（+生活支援コーディネーター機能） ● 成年後見制度利用促進（計画策定、センター委託、高齢・障がいの市長申立・助成事業） ● 避難行動要支援者名簿、福祉避難所 ● 子どもの貧困に関すること（主に、学習支援と子ども食堂） ● 民生委員児童委員に関すること ● 社会福祉協議会の法人経営に関すること
	高齢福祉課 ● 地域包括支援センター
介護保険課	介護保険課
障がい福祉課 ● 障がい者に関する成年後見制度 ● 障がい者の虐待対応、措置権限	障がい福祉課
生活福祉課 ● 生活困窮者自立支援事業	生活福祉課
福祉医療課	福祉医療課

地域共生社会に向けた「社協組織」の機構改革

●社協内でも縦割りは存在していた。地域共生社会実現に向けては**社協内でのネットワーク構築も必要**だと捉え、主要部門・所属を「**地域福祉推進室**」として束ね、**一体的な実施**に取り掛かることのできる体制に。



※「複合」とは、支援者が多分野にまたがって支援検討すべき案件のことを指す（子ども分野と障がい分野など）

多機関協働事業者（包括化推進員）への位置付け

- ・現在、多機関協働事業者（包括化推進員）は福祉総合相談課と社協CSWを位置付けている。
- ・重層的支援体制整備事業の目的は、高齢・障がい・子ども（若者）・困窮の4分野連携である。複合化・複雑化した課題が増加している昨今において、自らの分野の支援を進める上で、他分野の支援理解や連携が必須である。

このことから・・・



●多機関協働事業者（包括化推進員）の配置を拡大する（以下の7課）

福祉部：障がい福祉課、高齢福祉課、生活福祉課
 子ども部：次世代育成課、子ども家庭課、保育課
 保健部：地域保健課、保健支援課

●配置を拡大し、二役に分ける（右図参照）

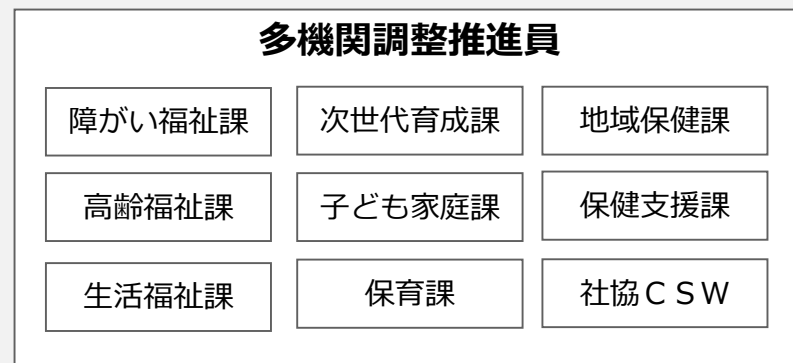
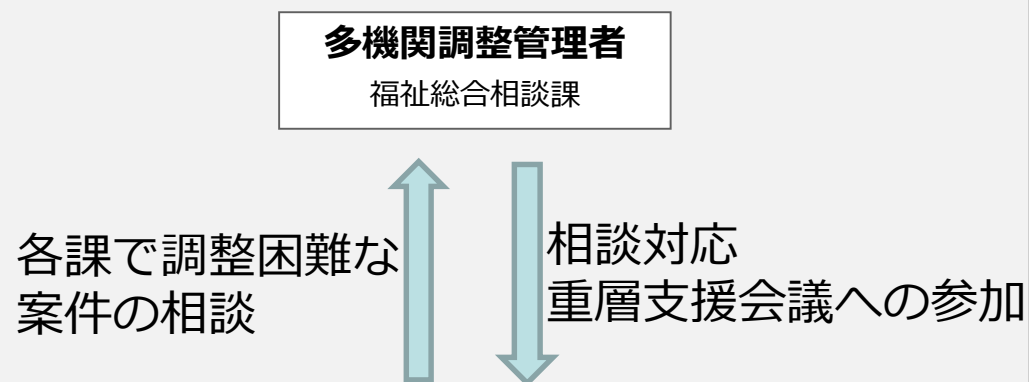
多機関調整管理者・・・福祉総合相談課
 多機関調整推進員・・・配置拡大した7課と社協CSW

位置付けると・・・



- ①従来どおり各課の支援会議（重層的支援会議）が実施可能となる（各課が多機関協働事業者であるため、福相課がいなくても重層的支援会議として成り立つ）。
- ②多機関協働に関する役割理解やネットワークの構築を目的に1～2回／年の研修に参加。（福祉総合相談課が開催）

多機関協働事業イメージ



※各課で調整及び支援可能な案件は福相課へ相談報告は不要

中核機関の役割「ア～ウ」と整備すべき機能等の関係

ア 司令塔機能（市）

どういう社会を目指すのか、どう段階的に機能整備するのか

- 【目 的】 判断能力に不安を抱えても、
住み慣れた地域で暮らし続けるために制度が利用できる
- 【目 標】 自治体内で、「A～E」の機能が備わること

イ (協議会の)事務局機能（市・社協）

地域の関係者・機関と協力・連携しながら、どう運営していくか、どう体制を確保していくのか

A 広報・啓発

B 相談

C 利用促進

D 後見人支援

E 不正防止

ウ 進行管理機能（社協）

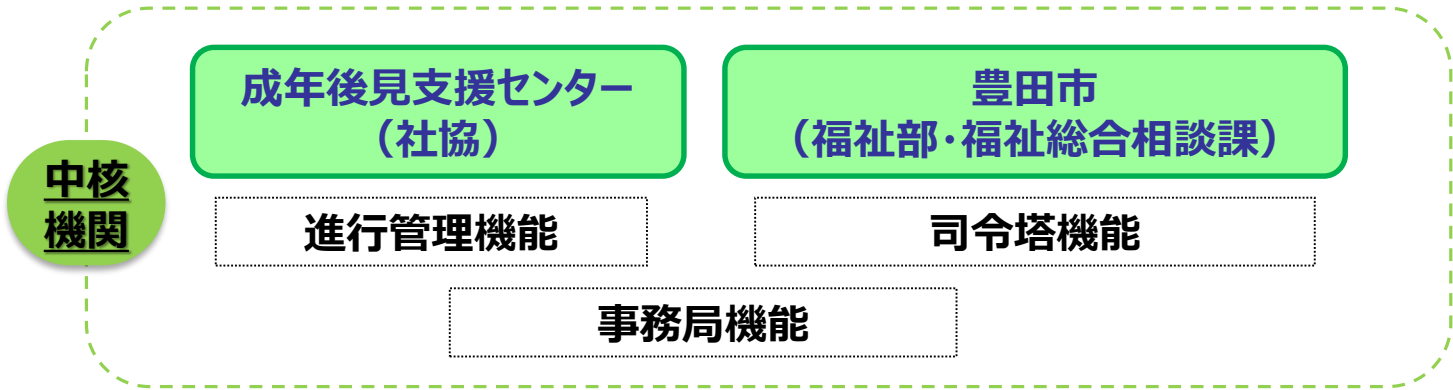
①福祉＋司法の視点で
後見が必要か
他の支援はどうか

②誰が申し立てるか
（首長申立含む）
候補者は誰がよいか

③チームが機能しているかどうか

<豊田市の考え方>

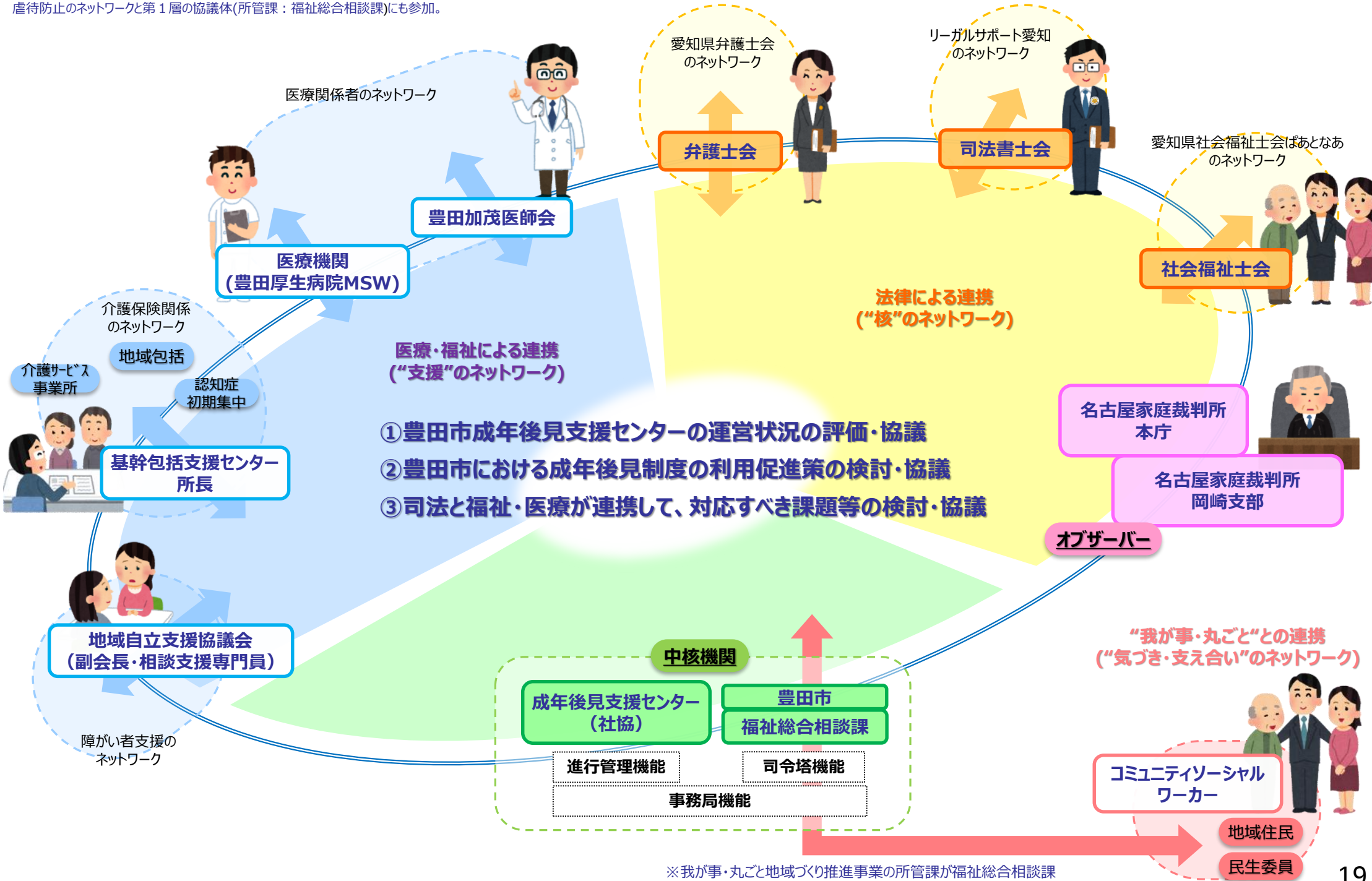
政策的な部分を担う市と現場対応を担うセンターが役割分担して「中核機関」の役割を担う



豊田市成年後見・法福連携 推進協議会について

豊田市における「協議会」のイメージ図

※弁護士・MSW・基幹包括支援センターは、虐待防止のネットワークと第1層の協議体(所管課：福祉総合相談課)にも参加。



豊田市における「協議会」について

1 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

地域の関係者・機関と協力・連携しながら、どう運営していくか、どう体制を確保していくのか

A 広報・啓発

B 相談

C 利用促進

D 後見人支援

E 不正防止

①福祉＋司法の視点で
後見が必要か
他の支援はどうか

②誰が申し立てるか
(首長申立含む)
候補者は誰がよいか

③チームが機能してい
るかどうか

センター積極的な
アウトリーチによる相談対応
各種ケース会議への参加
も重要

2 センターカンファレンス

3 センター定例会・受任調整会議

4 チーム会議

1 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

(協議会の)事務局機能

地域の関係者・機関と協力・連携しながら、どう運営していくか、どう体制を確保していくのか



協議会の概要（H29～、年3回程度）

- 【委 員】 弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、基幹包括支援センター所長、
地域自立支援協議会副会長（相談支援専門員）、医療ソーシャルワーカー
- 【オブザーバー】 家庭裁判所
- 【事務局】 豊田市福祉総合相談課、豊田市成年後見支援センター
- 【内 容】
 - ①センターの運営状況の評価・協議
 - ②成年後見制度の利用促進策の検討・協議
 - ③司法と福祉の連携による解消すべき課題等に関する
検討・協議



豊田市における 「4つの機能」のあり方

地域共生社会の中での成年後見制度（広報機能）

市民・支援者向け啓発

背景・動向など

市福祉総合相談課

成年後見支援センター

アドバイザー
弁護士・司法書士・社会福祉士

役割・支援体制

解説・専門見解



KOKEN NEWS Vol.03 2020.6

豊田市成年後見支援センターも4年目になります。いつもありがとうございます。

第1回とよた市民後見人育成講座が終了しました！

「とよた市民後見人」とは・・・
豊田市成年後見支援センターが実施する「とよた市民後見人育成講座」を受講して、成年後見人等として必要な知識を習得した受講者の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方のことです。
市民後見人には、後見人となる経験がないようなケースでも、ご本人の身元を確保して、ご本人の意思をより丁寧に把握しながら後見人として支援していける強みがあります。
豊田市では昨年度、初めてとよた市民後見人育成講座を開催しました。今後、市民後見人が活躍していきます！

今年も開催します！
第2回とよた市民後見人育成講座を開催します。
【事前説明会】
8月22日（土）
13:00～受付

平成31年(令和1年)度 実績報告

新規相談件数(実人数) **236件**

どこから相談がきたか

認知症 125件
知的障害 38件
精神障害 38件
その他 55件

申請支援件数 **107件**
相談の約45%が申立につながりました

法人受任件数 **39件**
内訳：後見28件 保佐6件 補助5件
出前講座・勉強会 **38回**
会場：市庁舎・福祉・福祉会館等に
講演後援会等を開催しました。
今年もご協力ください！

豊田市成年後見支援センター
場所：豊田市錦町1丁目1番地1（豊田市福祉センター2階）
TEL 0565-63-5566 FAX 0565-33-2346
※月・月曜・祝日・年末年始は休みです。

つながりを意識した啓発

在宅生活・療養

終活



我が家で安心
「在宅療養」

豊田市在宅療養ガイドブック



豊田市
TOYOTA CITY

多職種連携



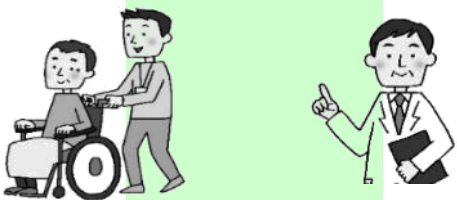
従来型の成年後見制度を伝える啓発に加え、地域での暮らし方・働き方の中から伝える啓発も

丸ごとの相談・世帯全体の相談から

総合相談窓口の設置

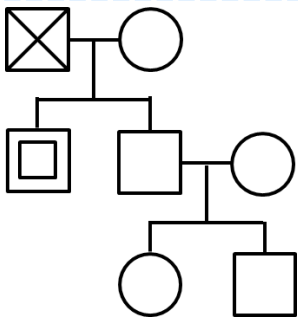
福祉総合相談課の新設
市と社協の共働運営の窓口

支援者・地域市民の気づきから



権利擁護支援・成年後見制度の必要性がある方が
豊田市成年後見支援センターにつながる

成年後見制度の利用へ



【本人】58歳男性、知的障がい（A判定）、アトピー
ゲームが趣味、母親が大好き

【家族】認知症で要介護の母、兄夫婦と同居

母の認知症の進行・本人の支援・子育て
⇒ トリプルケア負担増(兄夫婦はSOS出せず)
本人の意向（おやつの買い物など）
⇒ 兄夫婦に対応してもらえず
⇒ むしろ、本人が母の世話まで手伝うことに

<相談>

- 兄弟間の関係性が悪化したこともあり、市福祉総合相談課が面接訪問
⇒母親：要介護5になり、特別養護老人ホームに入所へ
⇒本人：相談支援専門員とサービス調整を行うが、兄夫婦の理解得られず
- 本人より「家にいたくない、帰りたくない」との発言が出始めた。

<利用促進（申立支援）>

- 事前チーム会議 ⇒生活保護を受給しながら、グループホームで生活
- 虐待対応のリスク、福祉的支援体制の構築の観点から、法人後見で調整
- 市福祉総合相談課にて、市長申立の実施
⇒家庭裁判所と事前に調整や確認を済ませ、早期に審判が下りるように調整

<後見人活動・支援（初期）>

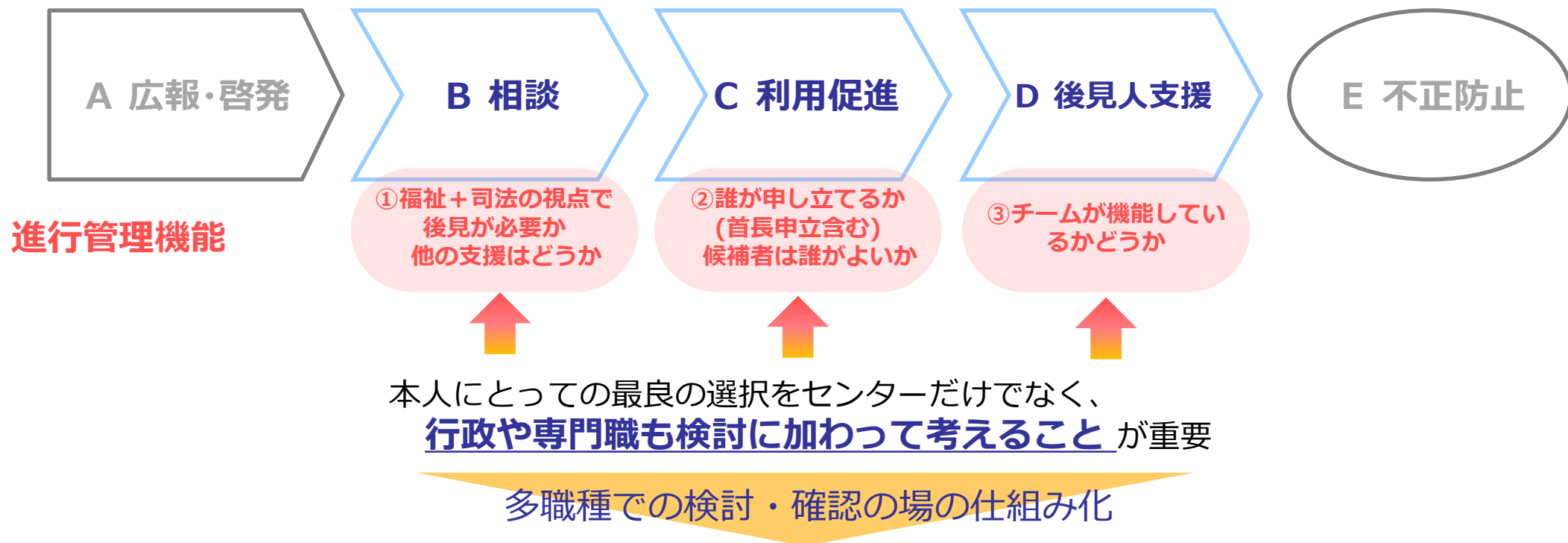
- チーム会議の開催
⇒財産管理はさほど難しくないケースなため、センターは身上監護に注力
⇒おやつをかうこと、母親と会うこと、受診支援などをメインに対応

<後見人活動・支援（継続的な支援）>

- 市民後見人へのバトンタッチ
⇒状況が安定してきたことから、専門職から市民後見人へとバトンタッチ、市民同士でのより距離の近い関係での支援へ

- ☆生活が安定し、心理的安定 ⇒ アトピーの改善もみられた
- ☆センターがお小遣いを渡し、おやつを買えるように ⇒ 本人の楽しみに
- ☆母親と定期的に面会できるように調整 ⇒ 親子関係の回復
- ☆兄夫婦「実は親と弟の面倒をみるのが辛かった」「これで子育てに…」
⇒本人も精神的に落ち着いたことから、「お兄ちゃんと会ってもいいな」

地域の中で暮らすために必要な一つ的手段として成年後見制度が利用できるように・・・

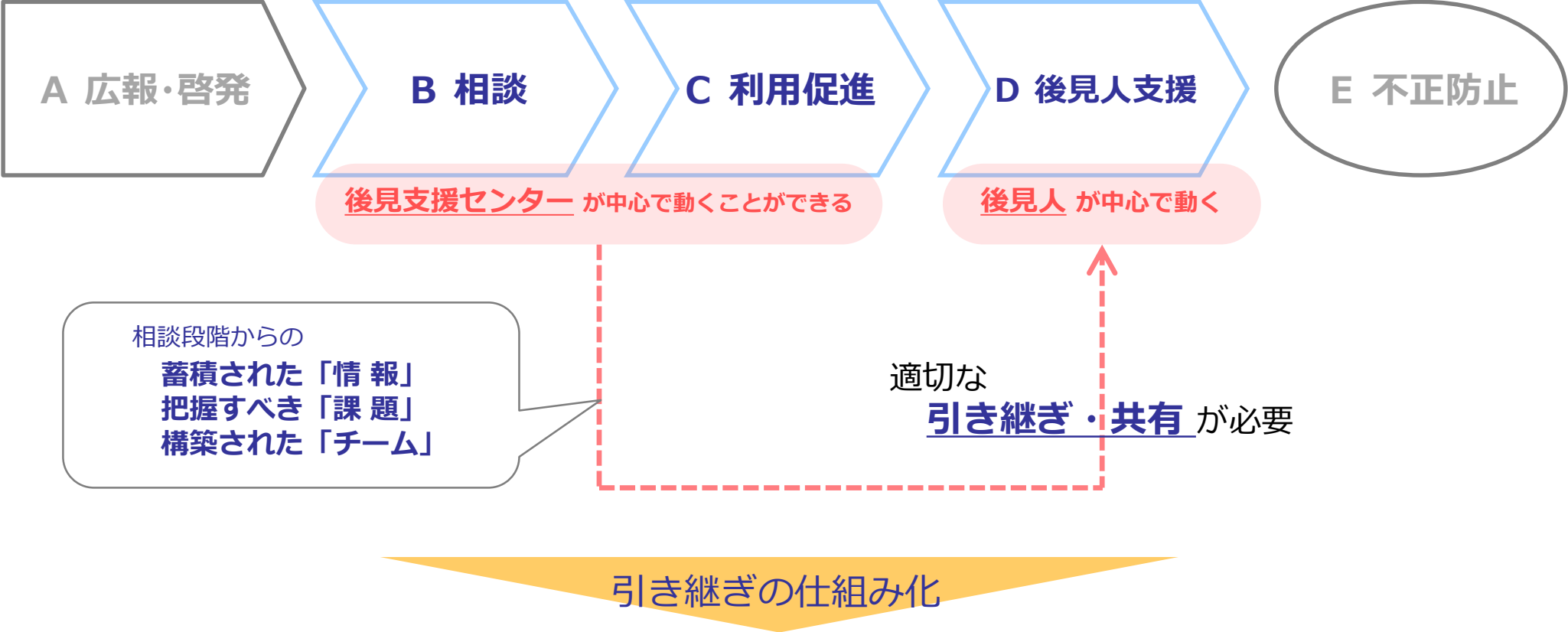


定例会の概要（H29～、月1回程度）

【内 容】

- ①相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認
- ②後見人支援の進捗状況や対応の方向性の確認
- ③各参加者間での情報交換等
- ④法人後見の適否を含めた候補者調整
(受任調整会議)



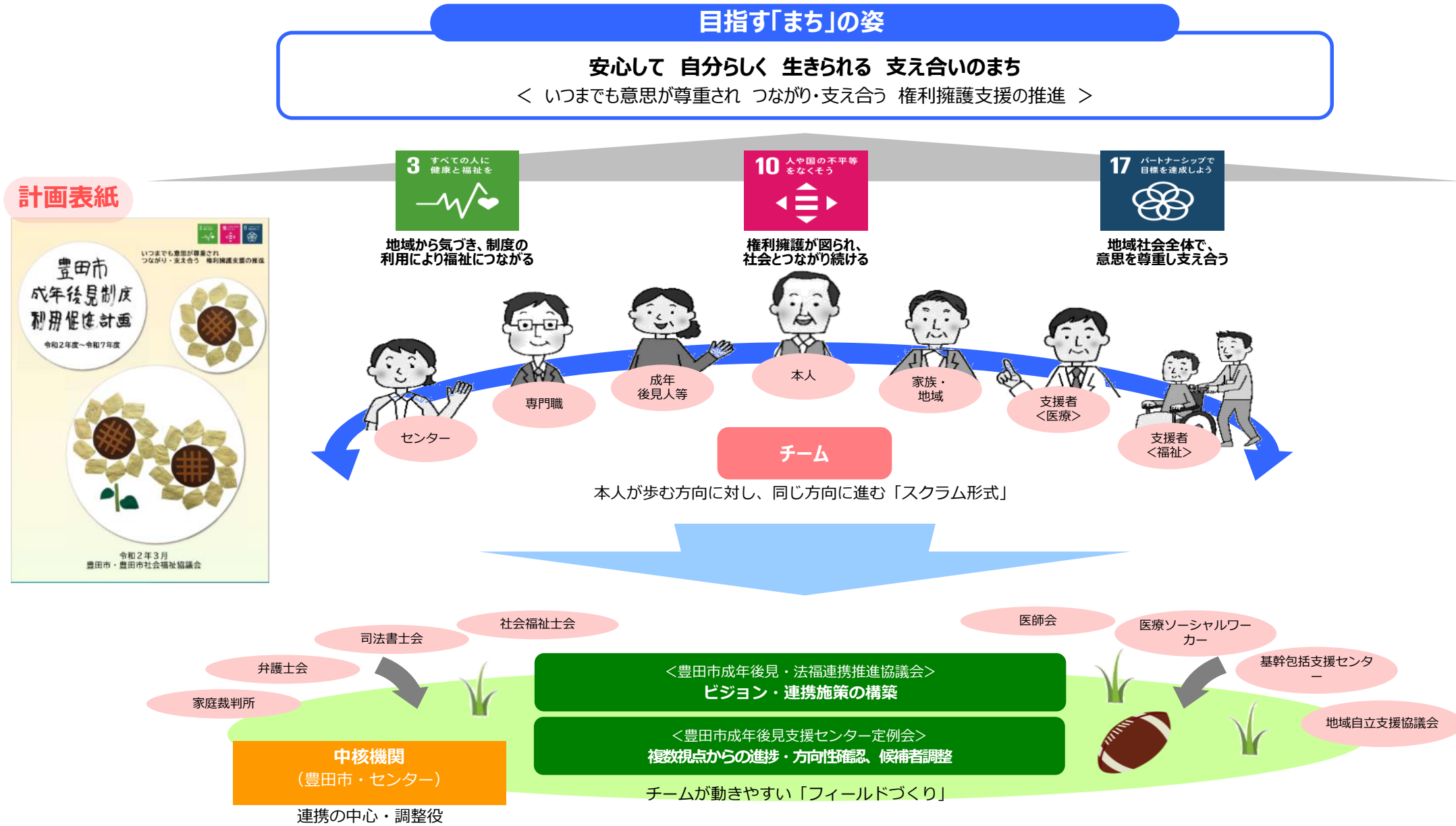


チーム会議の概要（後見人選任後）

- 【参 加】 成年後見人等、豊田市成年後見支援センター、医療や福祉関係者など
- 【事務局】 豊田市成年後見支援センター
- 【内 容】 センターが相談・申立支援などを実施してきた際に有した情報等を、後見人等に適切に引き継ぐことを目的に、本人を支える関係者を集めるなどして、課題の共有・支援方針の構築・役割分担などを行う。

豊田市成年後見利用 促進計画について

● 豊田市では「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と基盤として、**令和2年3月に「豊田市成年後見利用促進計画」を策定**。身近な地域で自分らしく暮らし続けるために、真に制度を必要とする方が確実に制度につながるよう本計画に沿って取組を進めていく。



予算について

令和3年度予算

成年後見に係る予算
約8,140万

利用支援事業
約1,500万

センター委託費
約6,300万

市長申立事務費等
約340万

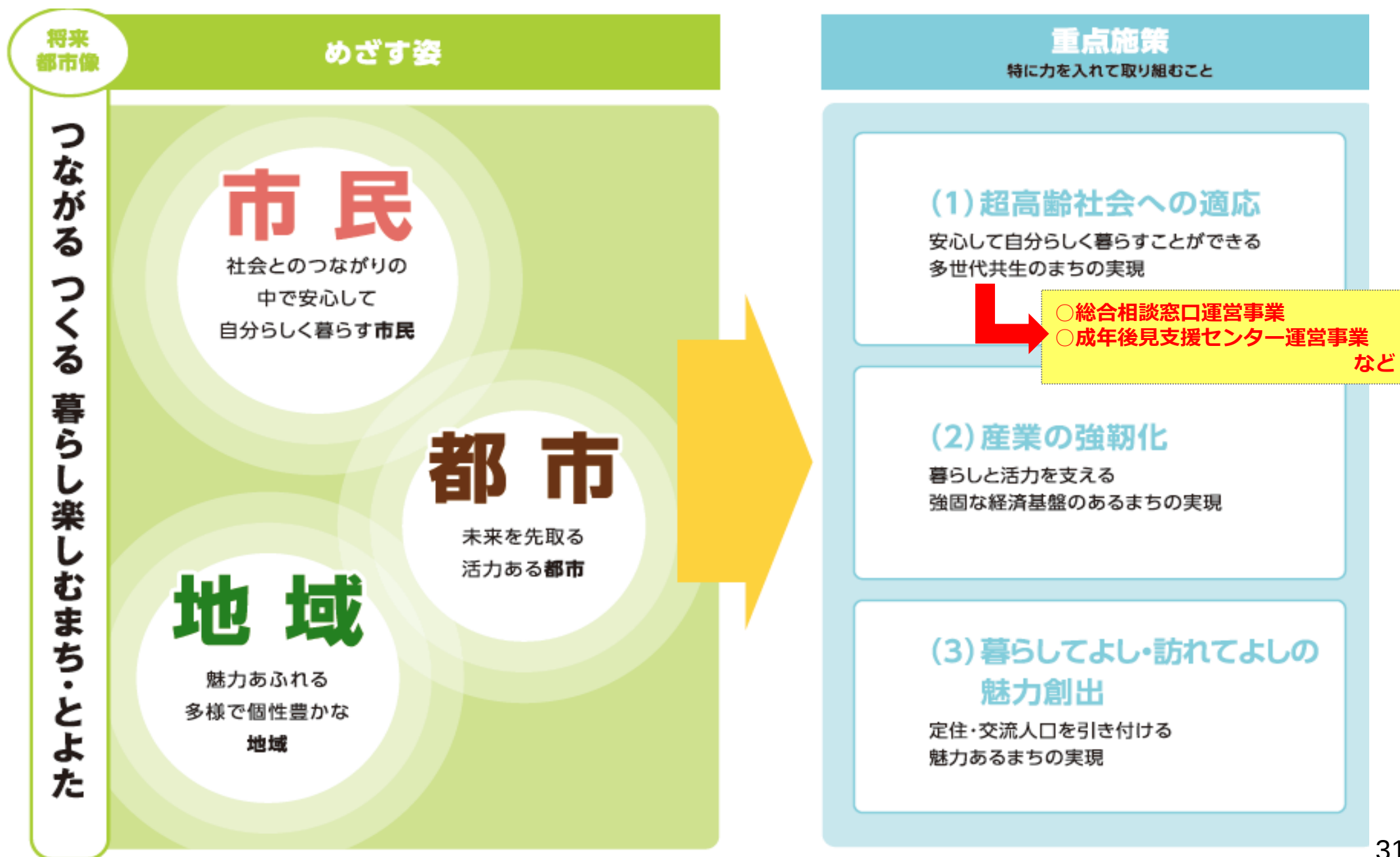
第8次豊田市総合計画（H29～）
内への取組の位置付け
（市の重点施策に位置付ける）

各種補助金
（特別財源の活用）

暮らし応援資金
（市以外の財源の活用）

市としての重点施策に位置付ける・その他の財源を確保する
ことで**財政部局**に対しての説明をスムーズに行う

将来都市像とめざす姿の実現に向けて重点施策に特に注力



2 予算

中核機
関の
役割

① 広報業務

- ・市民、関係機関や専門職に向けた広報啓発を実施

② 相談業務

- ・積極的なアウトリーチによる相談対応

③ 利用促進業務

- ・申立支援
- ・受理面接の同行や調査官調査の立会
- ・受任調整（候補者調整）
- ・とよた市民後見養成講座の開催
- ・関係機関等との連絡調整

④ 後見人等支援業務

- ・チーム会議
- ・総合支援

⑤ 法人後見業務

高齢

地域支援事業(国・県)
・成年後見制度利用支援事業

障がい

地域生活支援事業(国・県)
・成年後見制度普及啓発事業

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(地域福祉増進)(国)1/2
・成年後見制度利用促進体制整備推進事業
(中核機関等における受任調整機能推進事業)

愛知県地域医療介護総合確保基金事業(県)
・高齢者権利擁護人材養成事業費補助金
(市民後見推進事業)

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(地域福祉増進)(国)1/2
・成年後見制度利用促進体制整備推進事業
(中核機関等における後見人支援体制強化事業)

地域生活支援促進事業(国・県)
・成年後見制度法人後見支援事業



生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(その他自立促進)(国)1/2
・地域における生活困窮者支援等のための
共助の基盤づくり等事業費

委託費：くらし応援資金に関する業務
+ 当該事務費部分

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(地域福祉増進)(国)1/2
・成年後見制度利用促進体制整備推進事業
(中核機関立ち上げ支援事業)

市：利用促進体制整備のための旅費
委託費：利用促進体制整備のための旅費

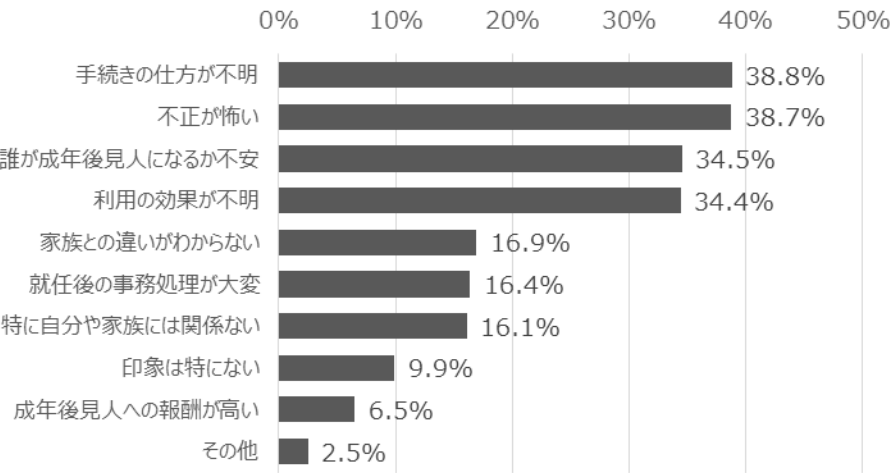
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(地域福祉増進)(国)1/2
・成年後見制度利用促進体制整備推進事業
(中核機関の先駆的取組推進事業)

委託費：意思決定支援に関する業務
+ 当該事務費部分

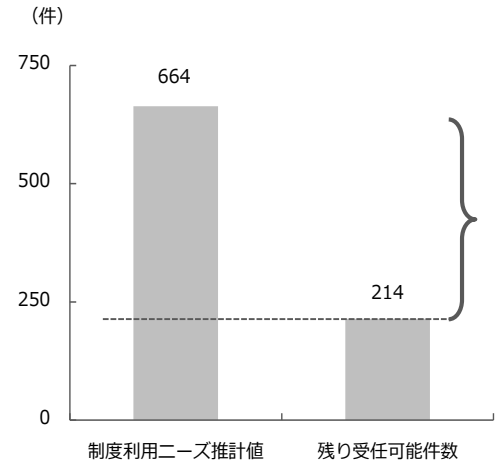
今後の課題と なっていること

- 成年後見制度の利用者数は年々増加しているが、依然として利用が必要な方は存在。制度を知ってもらうためにどのような取り組みをすべきか。←必要な人が制度を認知するための方法
- 利用者の増加と共に顕在した成年後見人の不足にどのように対応するか。←新たな担い手の創出や発想の転換が必要

＜豊田市民における成年後見制度の印象＞



＜豊田市における専門職の受任許容量＞



不足分

既存の方法では
成年後見制度の利用が
必要な人が十分に制度を
利用することができない

現状の課題と見通し

1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築

（１）市民・地域の現状から

- ① 成年後見制度の認知度が低い。
- ② 成年後見制度の意義や利用の効果について、正しい理解が必要。

（２）支援者の現状から

- ① 福祉・医療の民間事業者におけるセンターの認知度が低い。
- ② 成年後見制度の役割について、正しい理解が必要。
- ③ 福祉・医療の民間事業者におけるセンターへのつなぎ方の整理が必要。
- ④ つなげるべきケースの目安や、勉強会・研修等への高いニーズへの対応。

2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり

- ① 親族後見人等が安心して活動できる支援体制づくり
- ② 市民後見人の育成と共働による支援
- ③ 法人後見の充実
- ④ 専門職後見人が活動しやすい環境整備

既存の広報、研修活動に加え、インターネット、地域のテレビ局などの活用



複数受任や柔軟なリレーも含めた、多様な主体による「ベストミックスの形式」

豊田市における成年後見ニーズの整理

- 豊田市においては、**成年後見制度の利用の可能性のある約7,400人（潜在者）**のうち、すでに**成年後見制度を利用している約630人（利用者）**と、**成年後見制度の利用の必要性が高い約660人（需要者）**を合わせると、**約1,300人の市民に被後見人等としての高いニーズ**がある。
- また、需要者の内訳として、身寄りのない方が約18.3%を占めるとともに、「低所得」や「在宅生活」に該当する割合が比較的多く、**家族の手助けやサービスに十分頼ることが難しく、判断能力が不十分な中で不安を抱えながら生活されている市民が一定程度存在している。**

<潜在者数（推計値）>

	潜在者推計値	うち認知症	うち知的障がい	うち精神障がい
計	7,402	3,618	2,867	917

（出所）豊田市介護保険課・障がい福祉課データより福祉総合相談課作成
 【認知症】H31.3.31時点で認知症自立度Ⅱ以上の者のうち、認定調査5金銭の管理で「介助されていない」・医師意見書3(2)意思決定の為の認知能力「判断できない」・医師意見書3(2)意思の伝達「伝えられない」のいずれかの対象者数
 【知的】H30.4時点で有効な障がい支援区分認定者のうち、2-8金銭の管理・2-10日常の意思決定・3-4説明の理解・4-7ひどい物忘れ・4-23不適切な行為の5項目で「全面的な支援が必要」な対象者を算出し、H30.4時点の療育手帳所持者全体数に換算
 【精神】精神保健福祉手帳所持者の診断書（H29年度申請分）を400件サンプル調査。⑥2(3)金銭管理と買い物(5)他人との意思伝達対人関係(7)社会的手続きや公共施設の利用の3項目を「できない」と診断された方を抽出し、H30.4時点の精神保健福祉手帳所持者全体数に換算

<利用者数>

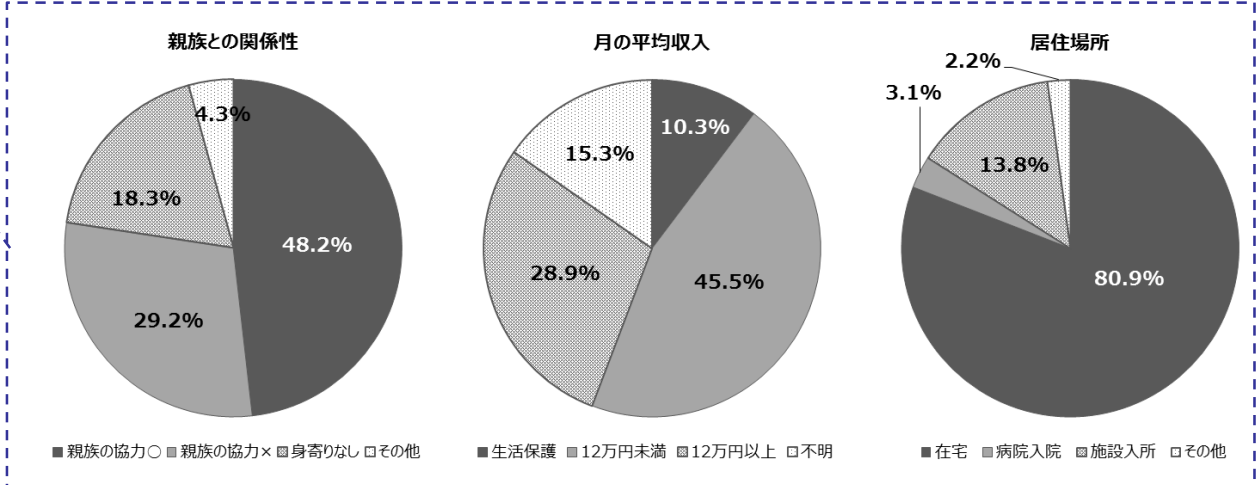
	全体	後見	保佐	補助	任意後見
2020	626	513	87	26	0

（出所）名古屋家庭裁判所提供資料
 ※①統計処理期間は、1～12月 ②数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正の可能性あり ③本人死亡だが、清算業務未完了の場合、カウントされる ④名古屋家庭裁判所が管理している利用者であり、他家裁の管理分はカウントされない ⑤開始時点又は変更届で豊田市が住所となっている場合であり、実際の居所と異なる可能性あり

<需要者数>

	全体
計	664

（出所）豊田市（2019）
 「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査報告書＜福祉・医療編＞」



都道府県の役割

- ・管内の市町村が**自治体規模に関係なく**、制度利用が可能になること

都道府県の強み

- ・市町村単位よりも**規模の大きい形**で動くことができる
- ・都道府県内で資源の**再分配が可能**（不足している自治体への供給）

例えば・・・

- 市民後見人のPR活動
- 社会貢献の一環としての企業への協賛を依頼、協賛による基金の設立
- 基金での市民後見人の報酬助成や中核機関、市町村計画の整備にかかる費用の助成
- 各専門職によるアドバイザーを組織し、対応の難しい事例の支援
- 市民後見人のバンク登録を一括管理し、各市町村間でのマッチングに活用

注：県での福祉事務経験のない職員による私見です